

大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、栄養塩類の滞留など課題がある大阪湾の湾奥部の環境を改善するとともに、湾奥部全体への取組み拡大の契機とすることや、プラスチックごみの流入等の新たに顕在化している環境事象の調査技術を把握する手法を確立することを目的として、大阪府環境保全基金を活用して予算の定めるところにより、次条に規定する環境改善モデル設備等を設置又は運用（以下「設置等」という。）し、他の模範となる環境改善モデル事業を行う事業者等に対し、大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

「環境改善モデル設備等」とは、次に掲げる設備等をいう。

- (1) 浄水装置（浄化装置によって水中の栄養塩類を回収することで、水中の栄養塩類濃度の低減を図るもの）
- (2) 底質改良材（底質からの栄養塩類の溶出を抑制することで、水中の栄養塩類濃度の低減を図るもの）
- (3) 人工藻場
- (4) 人工浅場・干潟
- (5) 底層の酸素量増加に寄与する装置等
- (6) 噴流型流動促進装置（躍層を緩和・破壊し、鉛直混合を促進して海水を混合することにより貧酸素水塊の低減を図るもの）
- (7) 海底マウンド（湧昇流の発生を助長し、栄養塩濃度の高い深層水を湧昇させ、植物プランクトンや海藻の増殖を図るもの）
- (8) 栄養株の移植、播種、苗移植
- (9) 環境配慮・生物共生型構造物
- (10) ICT技術等を活用した環境調査技術（新規性及び汎用性があるものに限る）
- (11) その他水質改善、生物生息の場の創出効果のある設備等（環境汚染を発生させるおそれのないもの）

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の申請をすることができる者は、民間事業者又は複数の民間事業者から構成される共同企業体、NPO等（以下「民間事業者等」という。）とする。ただし、民間事業者等が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、当該民間事業者等は補助の申請をすることができない。

- (1) 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- (2) 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- (3) 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員もしくは大阪府暴力団排除条例（平成22年条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者、並びにそれらの利益となる活動を行う者
- (5) 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- (6) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を

受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次に掲げる条件を充たしたものとし、民間事業者等の当該環境改善モデル設備等を設置等する事業とする。

- (1) 大阪湾の水質改善、生物生息の場の創出並びに効果的な環境調査技術の確立を主な目的とする実証実験のため、第2条各号で規定する環境改善モデル設備等を新たに設置等するものであること。
- (2) 環境改善モデル設備等は、大阪湾の湾奥部において、人が通行し、とどまり、又は近づくことができる場所である土地や施設に整備されること。(ただし、第2条第10号で規定する環境調査技術であって、その効果検証にあたり継続的な設置を要しないものは除く)
- (3) 設置等する環境改善モデル設備等は、港湾施設・海岸施設に影響を与えず、船舶の航行に影響がないものとする。
- (4) 設置又は運用する設備等の内容や効果等をまとめた広報物等を作成すること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費として別表に掲げるものとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- (1) 総事業費から国その他の団体からの補助金や寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- (2) 前号で算出された額と別表に掲げる補助対象経費の支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とし、交付額の上限は100万円とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(事業計画等の応募)

第7条 補助金の交付を受けようとする民間事業者等は、別に定める公募要領(以下「要領」という。)に基づき、補助対象事業に係る大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業企画提案書(以下「企画提案書」という。)(要領中応募様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して要領に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(要領中応募様式第2号)
- (2) 納税証明書(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)
 - ア 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書。ただし、大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの
 - イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- (3) 共同企業体で応募する場合にあつては、次に掲げる事項
 - ア 共同企業体届出書(要領中応募様式第3号)

イ 共同企業体の協定書

- 2 知事は、企画提案書の提出受付期間が終了した後、速やかに提出された企画提案書について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会の審査を踏まえ、当該年度の事業として採択又は不採択を決定し、その結果については、企画提案書を提出した民間事業者等に通知するものとする。
- 3 前項に規定する採択の決定の通知を受けた民間事業者等は、規則第4条第1項の規定による申請をすることができる。

(補助金の交付の申請)

第8条 規則第4条第1項の申請は、次の各号の書類を知事が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画及び経費内訳書（様式第2号）
- (3) 設置等する箇所の位置図
- (4) 導入（予定）設備等の概要（設備等の概要が確認できる書類、平面図）
- (5) 導入しようとする環境改善モデル設備等の設計図面又は調査手法の概要（設計図面を作成しない場合又は今後作成する場合においては、環境改善モデル設備等の概要が確認できる書類等）
- (6) 支出予定額を確認できる設計積算書、見積書その他の書類
- (7) 導入（予定）設備等のカラー写真（設備全景、設備導入場所、調査実施場所等）
- (8) 導入（予定）設備等が自らの所有物であることを確認できる書類（自らが所有する設備ではない場合、導入（予定）設備の所有者に同意を得たことがわかる書類）
- (9) 要件確認申立書（様式第3号）

(補助金の交付の決定)

第9条 知事は、前条の規定による申請があった場合は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に対して通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第10条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、対象経費の配分において、所要額相互間で、それぞれ20パーセント以内の配分の変更であって、補助金交付額の増がないものとする。

- 2 規則第6条第1項第2号に規定する軽微な変更は、事業の目的及び内容等のうち広報の手法等事業の基本的部分に係わらない変更とする。
- 3 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をしようとする場合は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により、大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業補助金変更（中止、廃止）交付申請書（様式第5号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、規則第6条第1項第3号の規定により、大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業補助金変更（中止、廃止）交付申請書（様式第5号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 知事は前2項の規定により申請のあった当該変更（中止、廃止）承認申請について審査し、その内容を認めるときは、大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業補助金変更（中止、廃止）交付決定通知書（様式第6号）により補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第 11 条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、規則第 7 条の規定による通知を受け取った日から起算して 30 日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 知事は、前項による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 知事は、規則第 8 条及び第 15 条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、規則その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合

(4) 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、規則第 16 条及び第 17 条の規定により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく命令を受けた場合は、補助事業者は当該命令を受けた日から 10 日以内に返還しなければならない。

(状況報告)

第 13 条 補助事業者は、知事が必要と認めたときには、補助事業の遂行状況について、別に定める期日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 規則第 12 条の規定による報告にあたっては、補助事業者は、補助事業を完了した日の翌日から起算して 30 日以内に、次の各号の書類を知事に提出しなければならない。

(1) 大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業補助金実績報告書(様式第 7 号)

(2) 設備整備等状況報告書(様式第 8 号)

(3) 支出額を確認できる契約書及び支出証拠書類等の写し

(4) 国やその他の団体からの補助金又は寄付金等の収入がある場合は収入額の方かる書類

(5) 事業完了後の補助対象設備等及び環境改善モデル事業の概要が確認できるカラー写真(設備等全景、設備等導入場所、調査実施状況等)

(6) 環境改善モデル設備等の完成図書の写し

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の報告を受けた場合においては、規則第 13 条の規定に基づき当該報告書等を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業補助金確定通知書(様式第 9 号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 16 条 知事は、前条による補助金の額の確定後、当該補助金を補助事業者に交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受ける場合においては、大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業補助金請求書(様式第 10 号)を知事に提出しなければならない。

(設置状況等の報告)

第 17 条 補助事業者は、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度から効果が確認されるまでの間(原則 3 年間)、環境改善モデル設備等を設置等するとともに、各年度の設置等及び稼働状況について、大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業設備等設置状況等報告書(様式第 11 号)により、当該年度の 2 月末日までに知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度から効果が確認されるまでの間(原則 3 年間)、各年度の環境の改善効果について、大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業環境改善効果等報告書(様式第 12 号)により、当該年度の 2 月末日までに知事に報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度から効果が確認されるまでの間(原則 3 年間)を経過した際には、原則、環境改善モデル設備等を撤去するとともに、撤去状況について、大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業設備等撤去状況報告書(様式第 13 号)により、速やかに知事に報告しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第 18 条 規則第 19 条第五号の知事が定める財産は、取得財産等のうち環境改善モデル設備等及び周知・啓発する物品全てとする。

- 2 規則第 19 条ただし書の知事が定める期間(財産処分制限期間)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前条第 3 項の規定により撤去する場合のほか、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、処分の前に大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業補助金に係る財産処分申請書(様式第 14 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により承認する場合において、補助金交付の目的を勘案し、補助事業者に対し、取得財産等を処分したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額の全部又は一部を、府に納付させることがある。

(補助金の経理)

第 19 条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類等を補助事業完了後 10 年間保管しなければならない。

(事業等の検査)

第 20 条 知事は、事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(消費税額等の確定)

第 21 条 第 6 条本文ただし書により補助金の交付申請をした補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業消費税仕入控除税額報告書(様式第 15 号)によりすみやかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく命令を受けた場合は、補助事業者は当該命令を受けた日から 10 日以内に返還

しなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 5 月 25 日から施行する。

(要綱の効力)

2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第 9 条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

1 区分	2 細分	3 内容
工事・調査費	本工事費 （直接工事費） （間接工事費） 付帯工事費 機械器具費 測量及び試験費	環境改善モデル設備等設置等のために必要な工事等に要する経費 又は環境調査技術を用いて環境事象の把握に要する経費 事業を行うために直接必要な材料費、労務費、直接経費 事業を行うための共通仮設費、現場管理費、一般管理費
備品購入費		環境改善モデル設備等の購入費
広報費		環境改善モデル設備等の広報に必要な備品や消耗品購入費、印刷費等
使用料及び賃借料		環境改善モデル設備等の借用費(リース代)
専門的知識に係る経費		有識者等からの意見聴取、専門業者へのデザイン委託等に必要経費